

○厚生労働省令第百十四号

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第四条の三第一項の規定に基づき、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年四月二十一日

厚生労働大臣 川崎 二郎

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令

毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一劇物の項第十一号の九中(138)を(140)とし、(137)を(139)とし、(136)を(138)とし、(135)を(136)とし、その次に次のように加える。

(137) ニーメトキシエチルⅡ（RS）―ニ―（四―テーブチルフエニル）―ニ―シアノー三―オキソー三

―（ニ―トリフルオロメチルフエニル）プロパノアート（別名シフルメトフエン）及びこれを含むする製剤

別表第一劇物の項第十一号の九中(134)を(135)とし、(26)から(133)までを(27)から(134)までとし、(25)の次に次のように加

える。

(26)

一 (三クロロ四・五・六・七テトラヒドロピラゾロ「一・五a」ピリジンニール)

一五「メチル(プロプニール)アミノ」一Hピラゾール四カルボニトリル

(別名ピラクロニル)及びこれを含む製剤

#### 附 則

この省令は、公布の日から施行する。